

2024年JAF国内カート競技規則

カート競技会参加に関する規定

※下線部：変更箇所

2024年規定	2023年規定
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条 ドライバーの服装 次に掲げるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。</p> <p>1. ヘルメット： フルフェイスタイプでなければならず、FIA規定に適合したもの（付則L項第3章第1条およびC I K－F I A技術規則<u>RECOGNISED STANDARDS FOR HELMETS TECHNICAL LIST</u>）並びに日本産業規格（<u>J I S（T8133：2015）</u>）及び同等かつ有効な海外規格に適合したものの使用が推奨される。（なお、<u>15歳未満</u>はSnell－F I A C M S 2007およびSnell－F I A C M R 2007規格適合品の使用を強く推奨する。）</p> <p><u>（参考）海外規格</u> スウェーデン規格（S I S 88、24、11（2）） デンマーク規格（D S 2124. 1） フィンランド規格（S F S 3653） ドイツ規格（O N S / O M K：白地または青地に黒、白地に青または白地に赤のラベルのみ） <u>S F I 規格（S F I spec31. 1およびS F I spec31. 2）</u> イギリス規格（BS 6658—85タイプAおよびすべての修正型を含むタイプA / F R） フランス規格（NFS 72 305）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>第11条 ドライバーの服装 次に掲げるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。</p> <p>1. ヘルメット： フルフェイスタイプでなければならず、FIA規定に適合したもの（付則L項第3章第1条およびC I K－F I A技術規則AppendixNo2）または次の規格に適合したものの使用が推奨される。（なお、<u>15歳以下</u>はSnell－F I A C M S 2007およびSnell－F I A C M R 2007規格適合品の使用を強く推奨する。）</p> <p><u>日本工業規格（J I S（T8133：2000）、J I S－C種、または2種）</u> スウェーデン規格（S I S 88、24、11（2）） デンマーク規格（D S 2124. 1） フィンランド規格（S F S 3653） ドイツ規格（O N S / O M K：白地または青地に黒、白地に青または白地に赤のラベルのみ） <u>スネル規格（1990SAおよび1995SA、S F I spec31. 1およびS F I spec31. 2）</u> イギリス規格（BS 6658—85タイプAおよびすべての修正型を含むタイプA / F R） フランス規格（NFS 72 305）</p>

E C E 規格 (ECE R22-05またはECE R22-06)

上記規格に適合しないものでは J A F 公認競技用ヘルメット (J A F 国内競技車両規則参照) の使用が推奨されている。

2. ～ 4. (略)

第 1 2 条～第 3 7 条 (略)

欧州経済共同体規格 (E22 02、03または04シリーズ)

上記規格に適合しないものでは J A F 公認競技用ヘルメット (J A F 国内競技車両規則参照) の使用が推奨されている。

2. ～ 4. (略)

第 1 2 条～第 3 7 条 (略)

カート競技会運営に関する規定

※下線部：変更箇所

2024年規定	2023年規定
<p>第1条～第12条（略）</p> <p>第13条 信号の種類 ドライバーに対する信号は、<u>旗、信号板または灯火信号</u>によって行わなければならない。信号に用いる旗の種類と、その示す意味は次の通りとする。</p> <p>1. ～13. （略）</p> <p>第14条～第37条（略）</p>	<p>第1条～第12条（略）</p> <p>第13条 信号の種類 ドライバーに対する信号は、<u>旗または信号板</u>によって行わなければならない。信号に用いる旗の種類と、その示す意味は次の通りとする。</p> <p>1. ～13. （略）</p> <p>第14条～第37条（略）</p>

カートライセンス発給規定

※下線部分：変更箇所

2024年規定	2023年規定
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給 ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <p>1. （略）</p> <p>1) <u>以下、3つのいずれかを満たす者は、カート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを申請することができる。ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。</u></p> <p>① <u>JAF登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者</u></p> <p>② <u>JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が2時間以上あり、その証明を有する者。</u></p> <p>③ <u>届出コースにおけるスポーツ走行（レンタルカート含む）の経験時間が3時間以上あり、その証明を有する者。</u></p> <p>2) ～5) （略）</p> <p>2. （略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給 ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。 <u>ライセンス発給申請を行う際には、年齢（生年月日）を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。</u></p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>第7条 カートドライバーライセンスの新規申請</p> <p>1. （略）</p> <p>1) <u>クローズド競技参加等によるもの：</u> <u>JAF登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者、または、JAF公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が10時間以上あり、その証明を有する者は、カート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを申請することができる。</u> <u>ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。</u></p> <p>2) ～5) （略）</p> <p>2. （略）</p>

3. 申請必要書類

新規にライセンスを申請しようとする者は、所定の書式にて次のものを添えて申請するものとする。申請先については前項2. と同様とする。

1) ～2) (略)

3) 年齢(生年月日)を証明できる公的機関が発行する書類。

第8条～第25条(略)

細則：ゴーカートライセンス

国内カート競技の普及および振興を図るため、以下の通り定める。

1. 取得要件

1) 年齢による制限は行わない。

2) JAFとライセンス発給に係る契約を締結したJAF公認カートコースまたはJAFに届出を行ったコース(JAFにより承認された特設コースを含む) (以下「届出コース」と言う)における走行時間が20分*以上あり、主要な信号旗およびカート車両の基本的な運転操作を理解しており、その証明を有する者。

*走行前のインストラクション時間を含めてよい。

3) (略)

2. (略)

3. ライセンスの新規申請および必要書類

1) 所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、1. 2) に定めるコースを通じてJAFへ提出する。

4. (略)

5. ライセンスの有効期間と更新申請

1) (略)

3. 申請必要書類

新規にライセンスを申請しようとする者は、所定の書式にて次のものを添えて申請するものとする。申請先については前項2. と同様とする。

1) ～2) (略)

第8条～第25条(略)

細則：ゴーカートライセンス

国内カート競技の普及および振興を図るため、以下の通り定める。

1. 取得要件

1) 年齢による制限は行わない。

2) JAFとライセンス発給に係る契約を締結したJAF公認カートコースまたはJAFに届出を行ったコース(以下「届出コース」と言う)における走行時間が20分*以上あり、主要な信号旗およびカート車両の基本的な運転操作を理解しており、その証明を有する者。

*走行前のインストラクション時間を含めてよい。

3) (略)

2. (略)

3. ライセンスの新規申請および必要書類

1) 所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、JAF公認カートコースまたは届出コースを通じてJAFへ提出する。

4. (略)

5. ライセンスの有効期間と更新申請

1) (略)

2) 更新申請

(1) ライセンスの更新申請は、1. 2) に定めるコースにて所定の申請書により行うものとする。

(2) ~ (4) (略)

6. ~ 7. (略)

8. 適用

本規則は、2024年1月1日より施行する。

2) 更新申請

(1) ライセンスの更新申請は、JAF公認カートコースまたは届出コースにて所定の申請書により行うものとする。

(2) ~ (4) (略)

6. ~ 7. (略)

8. 適用

本規則は、2022年11月1日より施行する。